

利益相反自己申告書

申告日:令和 年 月 日

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会 理事長 殿

申告者所属:

申告者職名:

申告者氏名: 印

1. 申告の趣旨

私は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会の役員、委員、事業担当者、審査担当者、選考担当者、講師、その他法人の業務に関与する立場として、利益相反に該当する事項について、以下のとおり自己申告します。

申告内容は、事実に相違ないことを確認します。

2. 申告対象期間

申告対象期間:令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3. 利益相反の有無

該当するものにチェックしてください。

- ☐ 該当なし
- ☐ 該当あり

4. 申告事項

該当する事項がある場合は、漏れなく記載してください。

4-1. 役職・兼職

企業・団体名	役職・委嘱内容	就任期間	報酬の有無	年間報酬額
			☐ 有 ☐ 無	
			☐ 有 ☐ 無	

4-2. 講演料・謝金・原稿料等

支払元の企業・団体名 内容	実施日・期間	金額
---------------	--------	----

4-3. 研究費・委託費・協賛金・寄附金等

支払元の企業・団体名 名目	受入期間	金額
---------------	------	----

4-4. 株式・出資・持分

企業・団体名	種類	保有数・持分	保有の経緯	備考
--------	----	--------	-------	----

4-5. 特許権・著作権・ライセンス等

相手先	権利の種類	収入の有無	金額	備考
		☐ 有 ☐ 無		
		☐ 有 ☐ 無		

4-6. 近親者等の関係

申告者本人のほか、生計を一にする配偶者、親族、その他関係者において、法人の意思決定に影響し得る関係がある場合は記載してください。

関係者氏名 続柄等	関係先の企業・団体名	関係内容	備考
-----------	------------	------	----

5. 法人業務との関係

該当するものにチェックしてください。

- ☐ 役員選任・解任に関与する。
- ☐ 事業採択・委託先選定に関与する。
- ☐ 助成金・補助金・委託費の審査に関与する。

- ☐ 選考・評価・懲戒・推薦に関与する。
- ☐ その他()

6. 申告者の申述

私は、上記申告内容が事実に基づくものであり、申告漏れがないことを確認します。
また、利益相反のおそれが生じた場合には、速やかに追加申告を行います。

申告者署名:

日付:令和 年 月 日

7. 確認欄

確認者	所属・職名	氏名	確認日
-----	-------	----	-----

利益相反開示基準案

**一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
理事長及び理事の利益相反開示基準(案)**

第1条(目的)

本基準は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「本協会」という。)の理事長及び理事が、その職務の公正性、中立性及び透明性を確保するために行う利益相反の自己申告、開示及び関与制限に関する基準を定めることを目的とする。

第2条(基本原則)

理事長及び理事は、本協会の意思決定に影響を及ぼし得る経済的利益、人的関係、兼職関係、取引関係その他の利害関係を有する場合、速やかに開示しなければならない。

2. 開示の要否は、金額の多寡のみで判断せず、当該関係が本協会の意思決定の公正性に影響し得るか否かを基準とする。

第3条(定期申告の基準)

理事長及び理事は、就任時に過去3年間分の利益相反関係を申告し、その後は毎事業年

度終了後 3 か月以内に前年度分を申告しなければならない。

2. 申告対象には、兼職、報酬、謝金、講演料、原稿料、委託料、寄附、株式保有、役務提供、親族関係その他本協会との関係で利害が生じ得る事項を含む。

第 4 条(金額基準)

次の各号のいずれかに該当する場合は、開示しなければならない。

1. 企業、団体、自治体、学校法人、医療法人、NPO その他の外部組織からの講演料、謝金、原稿料、監修料、助言料、顧問料が、同一相手先から年間 10 万円以上ある場合。
2. 研究費、委託費、業務委託料、協賛金、寄附金、活動助成金等が、同一相手先から年間 30 万円以上ある場合。
3. 株式、出資、持分その他これに準ずる経済的持分を有し、その相手先が本協会の取引先、委託先、助成先、選考対象、競技関連事業者である場合。
4. 本協会の事業に関連する契約、調達、委託、選考、派遣、推薦、審査に関し、本人または配偶者、2 親等以内の親族が関与する場合。

第 5 条(役職・兼職の開示基準)

理事長及び理事は、次のいずれかに該当する兼職等を有する場合、金額の有無にかかわらず開示しなければならない。

1. 本協会と取引関係、委託関係、助成関係、選考関係を有する団体の役員、従業員、顧問、委員である場合。
2. 本協会の競技運営、選考、指導、広報、スポンサー、販売、会計、監査に係る団体の役員である場合。
3. 本協会と競合、競争又は利害対立の可能性のある団体の役員、顧問又は実質的支配者である場合。

第 6 条(取引・意思決定の関与制限)

理事長又は理事が、自己又は第三者の利益のために本協会と取引を行う場合、又は本協会の事業部類に属する取引をしようとする場合は、事前に理事会へ開示し、承認を得なければならない。

2. 当該理事は、その承認に係る理事会決議に加わることができない。
3. 当該案件が理事長に係る場合は、監事又は理事会が指名する理事が審議を主宰する。

第 7 条(関与制限の目安)

次の各号のいずれかに該当する場合、当該案件の審議・採点・選考・推薦・契約決定に関与してはならない。

1. 当該案件の相手先から、過去 1 年以内に年間 10 万円以上の報酬等を受けている場合。
2. 当該案件の相手先に、本人または 2 親等以内の親族が役員、従業員、顧問として在籍している場合。
3. 当該案件により本人又は関係者が直接の経済的利益を受ける場合。
4. 当該案件について、公正性・中立性に疑義が生じる合理的理由がある場合。

第 8 条(変更申告)

理事長及び理事は、就任後に新たな兼職、報酬、契約、出資、親族関係その他利益相反に関係する事項が発生したときは、14 日以内に変更申告を行わなければならない。

第 9 条(記録保存)

提出された申告書、確認記録、理事会での審議記録及び関与制限の措置記録は、5 年間保存する。

第 10 条(違反時の措置)

本基準に違反して開示漏れ、虚偽申告又は不適切な関与があった場合、理事会は、事実確認の上、注意、再申告指示、職務分掌の変更、議決権停止の提案、外部専門家への照会その他必要な措置を講じることができる。

附則

1. 本基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
2. 定款又は上位規程と抵触する場合は、上位規程を優先する。
3. 本基準の改廃は理事会の決議による。